

国保・後期高齢・医療助成・年金

1. 国民健康保険事業

2. 後期高齢者医療制度

3. 福祉医療費助成事業

大津市医療助成制度一覧

4. 国民年金事業

5. 大津市在日外国人高齢・障害福祉金支給事業

国保・後期高齢・医療助成・年金

1. 国民健康保険事業

国民健康保険(国保)は、社会保障制度の中の一つとして位置づけられており、病気・ケガ・出産・死亡などに対して、加入者がそれぞれの収入に応じて、日ごろからお金を出し合い、必要な費用に充てようという、助け合いを基本とした地域医療保険制度です。

国保は、職域の健康保険(健康保険組合や共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、その市町に住んでいる人は、みんな国保に加入することが義務づけられています。

本市の国民健康保険事業においては、高齢化の進展に伴う医療費の増加等で大変厳しい財政状況が続いています。このような中で、健診の助成等により、被保険者の健康増進事業に積極的に取り組むとともに、レセプト点検事等による医療費適正化や保険料収納率向上対策事業に取り組み、国保事業の健全運営に努めています。

(1) 加入状況

(平成 31 年 3 月末現在)

年度	全 市		国 民 健 康 保 険 被 保 険 者				加入率(%)	
	世帯数 ①	人口 ②	世帯数 ③	一般	退職	計 ④	世帯 ③/①	計 ④/②
26	142,740	342,031	46,399	73,910	3,821	77,731	32.51	22.73
27	144,143	342,163	45,816	73,306	2,697	76,003	31.79	22.21
28	145,381	342,154	44,853	71,821	1,436	73,257	30.85	21.41
29	146,696	342,088	44,233	70,476	543	71,019	30.15	20.76
30	148,544	342,695	43,532	68,917	122	69,039	29.30	20.15

(2) 国民健康保険料

(イ) 賦課期日 …… 4 月 1 日

(ロ) 本算定 …… 6 月 1 日

(ハ) 計算方法 …… 前年中(平成 29 年 1 月～12 月)所得と国保加入者数等を基礎として年間の保険料を下記のように計算します。

区 分		平成 30 年度の保険料率	前年度
医療分	① 所得割	(前年中の所得－基礎控除) 課税標準額×7.3/100	7.5/100
	② 均等割	被保険者 1 人につき 27,000 円	27,600 円
	③ 平等割	1 世帯につき 18,600 円	19,200 円
	A 年間保険料 ①+②+③	最高限度額 58 万円 年度途中加入→年額×加入月数 / 月	54 万円
支援金分	① 所得割	(前年度中の所得－基礎控除) 課税標準額×2.5/100	2.4/100
	② 均等割	被保険者 1 人につき 8,700 円	8,700 円
	③ 平等割	1 世帯につき 6,000 円	6,000 円
	B 年間保険料 ①+②+③	最高限度額 19 万円 年度途中加入→年額×加入月数 / 月	19 万円

区 分		平成 30 年度の保険料率	前年度
介護分	① 所得割	(前年中の所得－基礎控除) 課税標準額×2.1/100	1.9/100
	② 均等割	被保険者 1 人につき 9,000 円	8,700 円
	③ 平等割	1 世帯につき 4,500 円	4,500 円
	C 年間保険料 ①+②+③	最高限度額 16 万円 年度途中加入→年額×加入月数 / 月	16 万円

注) 40～64 歳の被保険者が加入されている世帯については、A と B と C の合計額になります。

なお年度途中で 65 歳に到達する被保険者の介護納付金賦課分については、到達前月までの保険料を計算して年間保険料とします。

※ 年度途中で 40 歳に到達する被保険者が加入されている世帯については、到達後その者の介護納付金賦課分を計算して保険料の変更をします。

(二) 保険料の状況

年 度		保 険 料 率			一人当り 調 定 額	一世帯当り 調 定 額	収 納 率	
		所得割	均等割	平等割			現 年	滞 納
26	基 礎	7.1%	25,800	18,300	65,060	108,617	93.92%	10.74%
	支 援	2.4%	8,700	6,000	21,738	36,292	93.90%	14.27%
	介 護	2.3%	9,000	4,800	22,962	27,476	91.41%	13.09%
27	基 礎	7.1%	25,800	18,300	63,992	105,556	94.05%	9.73%
	支 援	2.4%	8,700	6,000	21,471	35,417	94.04%	18.84%
	介 護	2.3%	9,000	4,800	23,480	27,945	91.63%	17.85%
28	基 礎	7.5%	27,600	19,200	68,153	105,556	94.32%	13.83%
	支 援	2.4%	8,700	6,000	21,836	35,417	94.37%	12.87%
	介 護	1.9%	8,700	4,500	21,258	27,945	91.64%	11.96%
29	基 礎	7.5%	27,600	19,200	66,803	108,878	94.58%	14.78%
	支 援	2.4%	8,700	6,000	21,400	34,879	94.67%	14.60%
	介 護	1.9%	8,700	4,500	20,894	24,790	91.94%	13.51%
30	基 礎	7.3%	27,000	18,600	66,117	105,643	94.88%	16.18%
	支 援	2.5%	8,700	6,000	22,023	35,188	94.90%	16.02%
	介 護	2.1%	9,000	4,500	22,331	26,509	92.23%	15.25%

(3) 保険給付

☆ 保険給付割合

0 歳 ～ 義務教育就学前 2 割

小学生 ～ 70 歳未満 3 割

70 歳以上 75 歳未満 2割～3 割

その他 出産育児一時金 420,000 円(産科医療補償制度対象の出産の場合)

404,000 円(上記以外の出産の場合)

葬祭費 50,000 円

医療費の状況

(ア)医療費(医療諸費)の総額

年度	一 般			退 職		
	件 数	費用額 (千円)	前年比	件 数	費用額 (千円)	前 年 比
26	1,192,519	25,543,170	104.16	78,338	1,768,703	85.30
27	1,219,139	26,857,377	105.14	59,961	1,362,809	77.05
28	1,218,872	26,631,336	99.16	37,976	846,704	62.13
29	1,209,372	26,615,403	99.94	18,600	434,065	51.27
30	1,195,202	26,575,599	99.85	6,705	146,137	33.67

(イ)1人当り医療費(医療諸費)

	一 般		退職		合計	
	(円)	前年比	(円)	前年比	(円)	前年比
26	341,993	104.01	393,219	101.17	344,903	103.64
27	360,869	105.51	423,627	107.73	363,470	105.38
28	362,696	100.51	399,389	94.28	363,726	100.07
29	370,657	102.19	437,125	109.45	371,564	102.15
30	377,961	101.97	433,640	99.20	378,227	101.79

2. 後期高齢者医療制度

高齢者医療費を安定的に賄い、持続可能な制度として医療制度として「後期高齢者医療制度」が創設され、平成 20 年 4 月から運用が始まりました。

滋賀県の後期高齢者医療制度の運営は、県内 19 の市町で構成する「滋賀県後期高齢者医療広域連合」が担っています。広域連合では、資格管理や保険料率算定、保険料額決定、医療給付、保健事業などの事務を行い、各市町では、保険証等発行、保険料徴収方法決定、保険料収納、申請受付、窓口対応などの事務を行っています。

本市においても被保険者が安心して医療にかかれるよう、滋賀県後期高齢者医療広域連合と連絡を密にし、制度の適正な運用に努めています。

(1) 被保険者数等

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

年度	被保険者	内障害認定	負担割合		限度額認定			特 定 疾 病
			3 割	1 割	区分Ⅱ	内長期	区分Ⅰ	
26	35,630	537	2,583	33,047	3,191	157	3,527	233
27	36,578	452	2,711	33,867	3,419	232	3,810	780
28	38,144	382	2,758	35,386	4,192	223	4,017	859
29	39,801	328	2,796	37,005	4,350	219	4,283	919
30	41,298	285	2,927	38,371	4,276	170	3,879	357

(2) 保険料(賦課期日 4 月 1 日)

保険料は毎年 7 月、前年中の所得をもとに計算します。

また、原則年金からの特別徴収(天引き)により徴収されます。

$$\boxed{\text{保険料(年額)}} = \boxed{\text{所 得 割}} + \boxed{\text{均 等 割}} \quad (\text{賦課限度額 62 万円})$$

所得割 = (総所得金額等 - 33 万円) × 保険料率 (平成 30・令和元年度は 8.26%)

均等割 = 一定金額 (平成 30・令和元年度は 43,727 円)

※保険料率と均等割額は滋賀県後期高齢者医療広域連合で決定されます。

※保険料の均等割に軽減があり、世帯主とその世帯の全被保険者の所得により判定します。

・保険料の状況

年度	保 険 料 率		現年保険料 調定額(千円)	賦課人数	一人当り 調定額(円)	収 納 率	
	所得割	均等割				現 年	滞 納
26	8.73%	44,886	2,839,182	38,690	73,383	99.56%	39.75%
27	8.73%	44,886	2,872,929	40,195	71,475	99.54%	34.46%
28	8.94%	45,242	3,046,998	42,057	72,449	99.48%	39.72%
29	8.94%	45,242	3,234,326	43,667	74,068	99.51%	36.70%
30	8.26%	43,727	3,236,514	45,422	71,254	99.50%	36.02%

※一人当り調定額算定で使用する被保険者数は年度内の賦課人数であるため、4/1 時点の被保険者数とは異なります。

・保険料軽減等の状況

年度	賦課限度超過 対象者数	均等割軽減人数					所得割 軽減人数
		9 割	8.5 割	5 割	2 割	被扶養者	
26	429	7,039	5,367	2,063	2,599	3,324	3,269
27	498	7,274	5,863	2,390	3,342	3,217	3,487
28	512	7,394	6,355	2,743	3,761	3,217	3,784
29	565	7,454	6,870	3,138	4,228	3,128	4,082
30	468	7,553	7,299	3,432	4,805	3,095	—

※所得割額の軽減特例措置は平成 29 年度分の保険料をもって終了。

(3) 医療費の状況

年度	平均被保険者数	医療費 (千円)				一人当り年 間医療費 (円)
		入院	入院外	歯科	計	
26	35,936	17,778,961	9,514,652	1,044,668	28,338,281	788,576
27	37,275	18,258,234	9,868,922	1,102,490	29,229,646	784,162
28	38,979	18,926,624	10,257,422	1,164,229	30,348,275	778,580
29	40,579	19,814,545	10,760,329	1,235,776	31,810,650	783,919
30	42,174	20,988,798	11,230,098	1,318,456	33,537,352	795,214

※一人当り医療費算定で使用する被保険者数は年度内の各月被保険者の平均数です。

3. 福祉医療費助成事業

老人・障害者等に対する医療費の自己負担金分の助成に係る事業を行っています。

(1) 老人福祉医療助成事業

65 歳～74 歳(※)の低所得世帯(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金相当額

を自己負担)

- (2) 心身障害者(児)、精神障害者(児)、母子・父子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦(※)・乳幼児・子ども医療費助成事業
- (3) 重度心身障害老人等に関する助成事業(高齢者の医療の確保に関する法律の規定一部負担金の助成)
- (4) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業(70歳以上の老人月1回施術費の助成。平成29年度末をもって制度終了。)
- (5) 精神障害者入院医療費助成事業(措置入院以外入院患者で、市民税非課税世帯の者。限度額月9,000円。平成28年度末をもって制度終了。)

※平成26年7月31日までは65歳～69歳(ひとり暮らし高齢寡婦の対象も同様の変更有り)

年度			平成28年度		平成29年度		平成30年度	
制度			件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額
老人	65歳～74歳 低所得	県制度	28,336	60,640,527	33,322	61,385,914	37,680	58,504,744
障害者	身体障害者	県制度	62,077	467,925,189	62,462	456,058,058	62,525	437,044,175
		市制度						
	知的障害者	県制度	12,145	58,217,989	12,193	54,058,862	12,701	61,430,492
		市制度						
	心身障害者	県制度	18,341	27,825,775	19,780	30,108,255	21,153	30,962,195
		市制度						
	精神障害者	県制度	179	320,206	219	512,822	277	547,657
		市制度						
	重度心身障害老人等 福祉助成補助	県制度	62,602	212,984,644	62,754	209,221,776	62,889	214,801,688
		市制度						
	重度精神障害老人等 福祉助成補助	県制度	971	1,522,189	1,041	1,595,692	1,083	1,624,059
		市制度						
母子	母子家庭	県制度	76,208	226,782,934	76,657	223,973,723	75,037	209,317,987
		市制度						
	母子家庭老人	県制度	71	88,771	41	73,371	30	44,958
父子	父子家庭	県制度	3,511	12,539,369	3,261	11,339,824	2,992	8,022,930
	父子家庭老人	県制度	24	36,050	2	1,608	10	10,216
寡婦	ひとり暮らし寡婦	県制度	2,193	8,822,706	2,292	7,684,040	2,531	10,422,995
	ひとり暮らし高齢寡婦	県制度	1,845	5,533,299	2,008	3,405,389	1,965	2,860,072
乳幼児	乳幼児医療	県制度	347,602	641,184,285	352,878	673,505,254	353,436	668,631,072
		市制度	44,190	29,187,526	256	284,408	86	58,730
子ども	子ども医療	市制度	124,181	248,901,393	207,633	402,344,797	215,312	416,493,167
はり・きゅう・マッサージ施術費助成		市制度	25,808	33,710,780	31,623,580	31,623,580	—	—
精神障害者医療費補助		市制度	596	8,724,930	—	—	—	—

注意. 1. 乳幼児医療は、平成21年10月1日より、入院・通院とも小学校就学前まで自己負担無し(現物給付)

注意. 2. 乳幼児医療は、平成28年4月1日より、県制度改正により小学校就学前まで全て県制度対象で自己負担無し(現物給付)

注意. 3. 子ども医療は、平成23年1月1日より、入院・通院とも小学校1年生から3年生まで自己負担有り(現物給付)

注意. 4. 子ども医療のうち小学校4年生から6年生は、平成27年1月1日より、入院のみ自己負担有り(償還払)

注意. 5. 子ども医療は、平成29年1月1日より、小学校全学年の児童について入院・通院とも自己負担有り(現物給付)

注意. 6. はり・きゅう・マッサージ施術費助成は平成27年4月1日より、施術助成回数は月1回まで。

注意. 7. はり・きゅう・マッサージ施術費助成は、平成30年3月末日をもって制度終了

注意. 8. 精神障害者医療費補助は、平成29年3月末日をもって制度終了

大 津 市 医 療 助

対象別			区分	記号	補助区分	対 象 要 件	対象人数	
老人	65歳～69歳	低所得	42	県	市県民税非課税世帯の老人 / 生年月日:～昭和24年8月1日		65	
	市県民税非課税世帯の老人 / 生年月日:昭和24年8月2日～				364			
	70歳～74歳				市県民税非課税世帯の老人		1,121	
障害者	身体障害者		41	県	身障1、2級の者		1,762	
			47	市	身障3級で20歳未満の者、身障4～6級で6歳未満の者、県の所得制限にかかった者		178	
	知的障害者		41	県	知的障害重度の者		519	
			47	市	知的障害中度の者、知的障害軽度で6歳未満の者、県の所得制限にかかった者		447	
	心身障害者		41	県	身障3級で知的障害中度の者		9	
			47	市	身障4級で知的障害軽度の20歳未満の者、身障4～6級のいずれかに該当する疑い又は知的障害軽度と判定される疑いのあるもので、障害の程度を進行させないため治療が必要であると認められる6歳未満の者、県の所得制限にかかった者		4	
	精神障害者		70	県	精神1級または2級で通院医療費公費負担適用を受けている者		1,080	
			71	市	県の所得制限にかかった者		15	
	重度心身障害老人等福祉助成補助			82	県	身障1、2級の者、母子家庭・父子家庭の母父等、知的障害重度の者		2,168
				85	市	知的障害中度の者、県の所得制限にかかった者		82
				75	県	精神1級または2級で通院医療費公費負担適用を受けている者		77
	76		市	県の所得制限にかかった者		1		
ひとり暮らし	母子家庭	43	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する母と該当者		5,596		
		49	市	18歳に達する日の属する年度の末日を経過した者で20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する母と該当者、身障1～3級又は知的障害重度～軽度で18歳以上65歳未満の者の介護のため就労できない母子家庭の母と該当者		0		
	父子家庭	44	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する父と該当者		323		
		49	市	18歳に達する日の属する年度の末日を経過した者で20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する父と該当者		0		
	母子家庭老人	83	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する後期高齢者医療受給中の母		1		
		86	市	身障1～3級又は知的障害重度～軽度で18歳以上65歳未満の者介護のため就労できない母子家庭で後期高齢者医療受給中の母		0		
	父子家庭老人	84	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する後期高齢者医療受給中の父		1		
	ひとり暮らし寡婦	45	県	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦(以前母子家庭として認定されていた者)であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者で、65歳未満の者		87		
	65歳～69歳	ひとり暮らし高齢寡婦	46	県	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦(以前母子家庭として認定されていた者)であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者/生年月日:～昭和24年8月1日		4	
					母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦(以前母子家庭として認定されていた者)であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者/生年月日:昭和24年8月2日～		35	
					母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦(以前母子家庭として認定されていた者)であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者		48	
70歳～74歳								
乳幼児	乳幼児医療		40	県	0歳～就学前		17,469	
子ども	子ども医療		40	市	小学校1年生から小学校6年生		17,935	

(注)・県の所得制限は、国民年金法施行令に準ずる。

・母子は、児童扶養手当施行令の所得制限に準ずる。

成 制 度 一 覧 表

H31.4.1現在

所得制限	根拠法令等	実施年月日	31年度扶助費予算額(千円)	備 考
有	大津市老人福祉医療費助成条例	S48. 4. 1 H26. 8. 1	55,427	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担) ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (2割負担) ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担)
有	大津市医療費助成条例	S48.10. 1 S48. 4. 1 S48.10. 1 S48. 4. 1 S48.10. 1 S48. 4. 1	494,450	(※1) ・本人、配偶者、扶養義務者、直系親族及び兄弟姉妹いずれもが、市町村民税非課税の場合は一部負担金を助成。 ・課税の場合は自己負担が必要。 〈自己負担額〉 入院:1日/1,000円、月限度額14,000円。 (保険医療機関等ごとの医科、歯科ごと) 通院:保険医療機関等ごとの医科、歯科ごとに月500円。 院外薬局自己負担無。
		H14. 8. 1	32,093	・通院公費負担適用の自己負担10%分を助成。
有	大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱	S58. 2. 1 H14. 8. 1	229,000 1,702	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。 (※1)と同様 ・通院公費負担適用の自己負担10%分を助成。
有	大津市医療費助成条例	S48. 4. 1 S51.10. 1 S49. 4. 1 S54. 7. 1	190,657	(※1)と同様
有	大津市医療費助成条例	H 8.10. 1 H27. 4. 1	5,233	
有	大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱	S55. 2. 1	32 0	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。 (※1)と同様
有		H 8.10. 1	24	
有	大津市医療費助成条例	H8. 10. 1 H15. 8. 1 H26. 8. 1	16,213 2,554	(※1)と同様 ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担) ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (2割負担) ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担)
無	大津市医療費助成条例	S48. 4. 1 H 8. 8. 1 H12. 8. 1 H15. 8. 1 H16. 8. 1 H17. 8. 1 H18. 10. 1 H21. 10. 1 H28. 4. 1	629,544	・有効期限は0歳から就学前まで (4月1日生まれは6歳の誕生日の前日3月31日まで) 〈自己負担額〉 平成21年10月1日より自己負担無し 医療保険各法による自己負担額2割分を助成 ↓ 平成28年4月1日より医療保険各法による自己負担額2割分を県費補助で助成 同時に県費補助対象所得制限撤廃
無	大津市医療費助成条例	H23. 1. 1 H27. 1. 1 H29. 1. 1	420,108	〈自己負担額〉 入院:1日/1,000円、月限度額14,000円(保険医療機関等ごとの医科、歯科ごと) 通院:保険医療機関等ごとの医科、歯科ごとに月500円。院外薬局自己負担無。

福祉医療費助成対象者数 49,391人

県 30,729人
市 18,662人

4. 国民年金事業

国民年金事業の沿革

昭和 34 年 4 月	国民年金法成立
8 月	民生課に国民年金係設置
11 月	国民年金法施行。福祉年金の支給開始
35 年 10 月	拠出制国民年金適用受付事務開始
36 年 4 月	保険料の徴収事務開始
11 月	通算年金通則法制定
40 年 4 月	機構改革により保険年金課に移る
42 年 4 月	瀬田町、堅田町合併により台帳を引継ぐ
43 年 4 月	大津市国民年金協会設立
45 年 5 月	農業者年金基金法制定
7 月	特例納付制度(付則 13 条)実施
10 月	付加保険料(月 400 円)受付開始
47 年 10 月	拠出年金事務について電算処理開始
49 年 1 月	特例納付制度(付則 18 条)実施
51 年 3 月	口座振替による収納開始
53 年 7 月	特例納付制度(付則 4 条)実施
55 年 4 月	住民情報システム等他部署システムの連携開始
9 月	一部金融機関との間で口座振替のテープ交換開始
57 年 1 月	法改正による外国人適用開始
60 年 6 月	オンラインシステムによる年金事務開始
61 年 4 月	年金法改正による基礎年金の導入
平成 3 年 4 月	機構改革により保険年金課から年金課に独立。年金法改正による学生の適用開始
5 月	地域型国民年金基金設立
5 年 4 月	在日外国人老齢福祉金・障害福祉金支給事業開始
7 月	従来からの 3 月毎に一回の納入通知書の送付を毎月送付に変更
7 年 4 月	郵便局の自動払込による収納開始
8 年 5 月	京都電子計算(Kip)の委託方式から自庁導入による年金オンラインシステム開始
9 年 1 月	基礎年金番号制導入
12 年 4 月	地方分権一括法の施行に伴う機関委任事務廃止による法定受託事務化 年金法改正による学生納付特例制度開始
14 年 4 月	機構改革により年金課から保険年金課に統合 地方分権一括法の施行に伴う年金法の改正による国民年金保険料印紙検認事務の廃止 半額免除制度開始、第 3 号被保険者届の事業主経由開始
17 年 4 月	若年者納付猶予制度開始 特別障害給付金制度開始
7 月	申請全額免除等にかかる継続申請方式の導入
18 年 3 月	志賀町合併により台帳を引き継ぐ
7 月	多段階免除制度開始
19 年 4 月	受給権者の届出による年金給付の支給停止制度の導入
7 月	年金時効特例法施行
22 年 1 月	「日本年金機構」設立(社会保険庁廃止) 延滞金軽減法の施行
23 年 4 月	障害年金加算改善法の施行
24 年 10 月	後納制度開始
26 年 4 月	免除・猶予・学生特例申請遡及期間延長
29 年 8 月	年金受給資格期間の短縮

被保険者数及び加入状況

(単位:人)

年 度	被 保 険 者 数				免 除 被 保 険 者 数					付 加 年 金 加 入 被 保 険 者 数 (再 掲)			不 在 被 保 険 者 数
	計	第1号	第3号	任意	計	法定	申請	納付 猶予	学生	計	強制	任意	
25	76,299	45,145	30,483	671	16,836	2,855	6,308	1,514	6,159	2,713	4	2,709	314
26	74,504	43,792	30,072	640	16,742	2,970	6,178	1,429	6,165	2,707	3	2,704	370
27	72,423	42,305	29,467	651	15,980	3,023	5,763	1,261	5,933	2,728	2	2,726	331
28	69,816	40,514	28,669	633	16,698	3,110	5,611	1,718	6,259	2,625	2	2,623	325
29	67,845	39,226	28,009	610	17,509	3,080	6,477	1,770	6,182	2,653	2	2,651	304

老齢福祉年金 (単位:千円)

年 度	件数	金額
25	4	1,196
26	3	791
27	1	400
28	1	166
29	0	0

年金支給状況

(単位:千円)

年 度	総 数		老 齢 給 付		障 害 給 付		遺 族 給 付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
25	79,430	53,034,596	74,527	48,890,269	4,248	3,685,340	601	451,240
26	82,958	54,865,558	77,929	50,672,512	4,378	3,732,781	611	454,648
27	85,846	57,630,985	80,658	53,276,226	4,502	3,868,446	639	479,697
28	88,134	59,480,557	82,788	54,985,728	4,675	4,015,022	627	473,684
29	90,646	61,115,604	85,268	56,567,973	4,783	4,097,516	595	450,115

※ 老齢給付…新法の老齢基礎年金並びに旧法拠出年金の老齢年金及び通算老齢年金の合計

※ 障害給付…新法の障害基礎年金及び旧法の障害年金の合計

※ 遺族給付…新法の障害基礎年金及び寡婦年金等の合計

5. 大津市在日外国人老齢・障害福祉金支給事業

1982年の難民条約発効に伴い国民年金の国籍条項が撤廃され、在日外国人も国民年金への加入の道が開かれたが、国民年金制度発足当時、日本人に対して支給された無拠出の老齢福祉年金・障害福祉年金が支給されず、無年金者となっている在日外国人の高齢障害者について国民年金改正等により救済されるまでの間、大津市独自の暫定措置として支給する。

老 齢 福 祉 金	障 害 福 祉 金
対 象 者—1926年(大正15年)4月1日以前に生まれた者。支給は70歳から。1982年(昭和57年)1月1日以前から日本に居住し、1996年(平成8年)4月1日に滋賀県内に居住し、現に大津市に外国人住民票のある者。 支 給 額—年額 264,000 円 支 給 月—福祉金は年6回、偶数月の20日に支給(20日が土日、祝祭日のときは前日)	対 象 者—1962年(昭和37年)1月1日以前に生まれた者で1982年(昭和57年)1月1日以前に初診日があり、障害の状態が国民年金法に定める2級以上に該当する者。 1982年(昭和57年)1月1日以前から日本に居住し、1996年(平成8年)4月1日に滋賀県内に居住し、現に大津市に外国人住民票のある者。 支 給 額—年額 720,000 円 支 給 月—福祉金は年6回、偶数月の20日に支給(20日が土日、祝祭日のときは前日)

※なお、次に該当する者については支給を制限する。

- ☆生活保護を受けている場合
- ☆公的年金を受けている場合
- ☆申請後、大津市以外へ転出した場合
- ☆前年に一定額以上の所得がある場合